

#### 統計法改正と地域がん登録事業

岡本 直幸

神奈川県立がんセンター

国では、公的統計の体系的かつ効果的な整備や有用な運営を図るために、これまでの統計法（昭和 22 年法律第 18 号）を全部改正し、統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）を廃止することによって、改正統計法を作成し、平成 19 年 5 月 23 日に統計法（平成 19 年法律第 53 号）として公布しました。本法律では、①公的統計の体系的整備（第 2 条～第 31 条）、②統計データの利用促進と秘密の保護（第 32 条～第 43 条）、③統計委員会の設置（第 44 条～第 51 条）が重要な 3 本柱となっていますが、第 57 条～第 62 条において罰則規定が強化されています。①、③は 6 ヶ月以内に、②は 2 年以内に施行されることになっています。総務省所轄の「統計法制度に関する研究会」の報告書によると、この改正統計法のポイントは、「統計調査の民間委託の推進」、「統計データの二次的利用の促進」の二つが盛り込まれているという点です。

地域がん登録事業では、医療機関からのがん情報の届出漏れを補完する目的で、当該道府県の人口動態死亡小票を閲覧し、この死亡小票のいずれかの箇所に“がん・癌・悪性新生物等”と記載のある票の死亡情報内容を登録するとともに、生前の診療情報の提出がなかったがん患者さんについては、死亡診断書発行の医療機関に対して当該診療情報の地域がん登録事業への提出を求めています。また、登録されたがん患者さんの予後を把握する目的で、“がん・癌・悪性新生物等”と記載のある票に限らず、当該道府県の全ての人口動態死亡情報とがん登録者ファイルとを照合しています。つまり、人口動態死亡票の統計データの二次的利用を積極的に行ってきたところです。

しかし、その利用は容易なものではありませんでした。これまでの統計法では“人口動態死亡票”は指定統計（同第 2 条）に含まれるため、その目的外利用

賛助団体（2007 年 7 月 1 日現在 25 団体 敬称略、順不同）

財日本対がん協会	財大阪対ガン協会
明治安田生命保険相互会社	第一生命保険相互会社
アメリカンファミリー生命保険会社	
財大同生命厚生事業団	日本生命保険相互会社
三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レリオ株式会社	中外製薬株式会社（大阪）
伏見製薬株式会社	大鵬薬品工業株式会社
ワイズ株式会社	堀井薬品工業株式会社
大塚製薬株式会社	シュリング・ブラウ株式会社
中外製薬株式会社（本社）	ノバルティスファーマ株式会社
ファイザー株式会社	大日本住友製薬株式会社
アムジェン株式会社	株式会社ヤクルト本社
グラクソ・スミスクライン株式会社	
株式会社ウイッツ	

については、同法第 15 条第 2 項に基づき総務大臣の承認を得て、官報等何らかの方法にて「使用の目的が公示」されて初めて利用が許可されることになっていました。地域がん登録事業を実施する道府県の知事は、厚生労働省大臣官房統計情報部長を通して、5 年に 1 度の間隔で人口動態死亡情報の目的外利用申請を総務大臣に対し行ってきました。この人口動態死亡票の目的外利用の申請の手続では、申請から承認まで平均すると 2～3 年を要していました。

今般、統計法が改正されたことによって、この人口動態死亡票の利用手続ならびに承認の過程がどのようになるのか、そして、現行の地域がん登録事業にどのような影響を及ぼすのかは明確でないため、今後の運用形態が危惧されるところです。

目 次	
統計改正法について..... 1	登録室便り（山口）..... 8
がん対策推進基本計画..... 2	第 16 回総会研究会案内..... 10
地域がん登録の手引き..... 4	第 29 回 IACR 案内..... 11
第 2 期事前調査結果..... 5	編集後記..... 12
標準報告書について..... 7	関連学会一覧..... 12

改正統計法によって“調査票情報等の利用及び提供”を検討してみますと、第33条第1項に「行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を提供することができる場合」を規定しています。

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

情報提供ができる場合は、この第33条第1項の一号に示されている「行政機関等その他に準ずる者として総務省令で定める者」と二号に示されている「前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者」と規定されています。そのため、地域がん登録事業は、この第33条第1項第二号の「総務省令で定めるもの」として認められる必要があると思われます。この第33条によって利用が認められない場合には、第40条第1項によりその利用は例外なく認められないことになるのではないかと危惧しています。

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

そうすると、われわれ地域がん登録を実施している側では、人口動態死亡情報の利用が不可となり、その結果、がんの罹患および転帰の把握に深刻な支障を来すことになる可能性があります。地域がん登録事業を実施している道府県市では、この第33条第1項第二号に言う「総務省令で定めるもの」に、道府県市が実施する地域がん登録事業が含まれるように働きかけが必要と思われます。私たち地域がん登録事業に関与する者としても、改正統計法のもとにおいても引き

続き人口動態死亡情報が利用できるよう、道府県市や厚生労働省を通して総務省に働きかけをすることが必要です。

今、がん対策基本法に基づいて国や都道府県のがん対策推進基本計画が策定されつつある状況です。がん対策の基盤となる“がん情報”としては、人口動態死亡統計によるがん死亡データとともに地域がん登録に基づく精度の高いがん罹患データ・生存率データは不可欠であることは明らかです。そのため、地域がん登録全国協議会としては、「改正統計法のもとで二次的利用の手続きが簡素化されること」、「わが国においても米国 CDC で運用されている National Death Index (NDI) プログラムのような利用形態が可能となること」を求めて活動を継続して行っていきたいと思っています。どうぞ、よろしくご協力をお願いいたします。

## がん対策推進基本計画に基づくがん登録の推進

木村 慎吾 吉見 逸郎

厚生労働省 健康局総務課がん対策推進室

### はじめに

昨年、がん医療の向上を求める“患者運動”の高まりを背景に、議員立法により「がん対策推進基本法」が成立しました。同法では、政府は、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」を策定することが求められており、立法時の経緯を踏まえて、『「がん対策推進協議会」の委員構成については、がん患者が初めてがん医療の政策立案課程に参画できるようにしたことの意味を重く受け止め、“がん患者”の意向が十分に反映されるよう配慮すること』との付帯決議がなされています。

こうしたことから、厚生労働省では、4名の患者会関係者に「がん対策推進協議会」にご参画を頂き、平成19年6月、閣議決定を経て政府として「がん対策推進基本計画」を取りまとめました。この基本計画は、“がん患者”の方々の声も十分に反映した、がん対策に関するはじめての計画といえます。